

みんなで守ろう選挙のルール

✕ 政治家の寄附は禁止！ ✕ 有権者が政治家に寄附を求めることも禁止！

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは法律で禁止されています。また、有権者が政治家に対して寄附を求めることも法律で禁止されています。

例えば、このようなことは禁止されています

<p>✕ お歳暮やお年賀</p>	<p>✕ 会費制でない会合での支払い <small>※厚志や寸志も含まれます ※飲食代相当額であっても支払うことはできません</small></p>
<p>✕ お祭りの際などに寄附や差し入れを求めること</p>	<p>✕ 町内会の集会や旅行会などの催物への寸志や飲食物などの提供</p>

✕ 結婚祝
(政治家本人が出席しない場合は罰則の対象となります。)

✕ 香典
(政治家本人が出席しない場合は罰則の対象となります。)

✕ 病見舞い

✕ 落成式・開店祝いや葬式の花輪・供花

✕ 入学祝・卒業祝

✕ 選挙区内の人への年賀状や暑中見舞い

✕ 後援団体による寄附

**政治家は贈らない
有権者は求めない**

会期日程

第4回定例会は、次の日程で開かれました。

11月27日(火) 開会。市長行政報告。会期の決定。議案14件の提案説明。

11月28日(水)～12月2日(日) 休会。

12月3日(月) 議案2件の質疑・討論・採決。議案12件の質疑・委員会付託。

12月4日(火)～9日(日) 休会。

(休会中に総務福祉常任委員会、文教経済常任委員会、議会運営委員会を開催し、付託された議案を審査)

12月10日(月) 一般質問。

12月11日(火) 一般質問。議案3件の提案説明。

12月12日(水)～12月13日(木) 休会。

12月14日(金) 議案12件の委員長報告・質疑・討論・採決。議案3件の質疑・討論・採決。選挙管理委員及び補充員の選挙。市長行政報告。閉会。